

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、機関会員における新型コロナウイルスへの対応・対策についてのアンケート集計及び報告

I アンケート調査に至る経過

新型コロナウイルスによる感染症は、令和2年1月に国内において最初の感染例が報告された後、1月28日に国の指定感染症となり、1月30日にはWHOにより緊急事態宣言が出されています。その後感染は徐々に広がり、2月25日には厚生労働省所管の新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が出され、感染症の拡大防止策を講じることが求められるようになりました。この対策の中には、テレワークや時差出勤の推進、イベント開催の必要性の検討、多数の人が集まる施設への感染対策の徹底などが含まれています。3月11日にはWHOにより世界的な「パンデミック」に認定され、国内でもさらに感染拡大が見られたため、3月26日「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が成立、28日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」が出されました。この「基本対処方針」の中では、今般の事態が「行政文書の管理に関するガイドライン」に基づき3月10日に「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行うこと、および地方公共団体もこれに準じた対応に務めることを求めました。

その後、4月7日には、法第32条第1項に基づき全国に対し緊急事態宣言が行われ、実施期間を4月7日から5月6日までとし、さらに5月4日には5月31日まで全国の緊急事態措置を延長することとなりました。5月25日には、感染状況の変化などから緊急事態解除宣言が行われ、徐々に施設の使用制限や外出自粛の要請等を緩和しています。しかし、その後も全世界での新型コロナウイルス感染症の猛威は止むことなく、国内でも地域によって感染状況にばらつきがあり、2次・3次の感染拡大も懸念されるため、予断を許さない状況は続いているといえます。

こうした中で全史料協調査・研究委員会では、全史料協に加入している機関会員の多くを占める地方自治体や大学等の歴史資料保存利用機関では、緊急にさまざまな対応・対策が取られたものと考えました。これも自然災害のひとつと捉え、機関会員の危機管理への対応状況などを共有し、記録として保存することを検討した結果、新型コロナウイルス感染症に対する各機関の対応・対策について緊急にアンケート調査を行うこととしました。

全史料協調査・研究委員会事務局では、当初全史料協青木睦理事（国文学研究資料館）からのご提案もあり、3月頃からアンケートの実施を検討しておりましたが、アンケート文案の検討を含め、めまぐるしく変わる状況の変化について行くことができませんでした。ようやく、5月29日に各機関に向けてアンケートを送付し、6月23日までにFAX等によって回答していただくこととしました。

141の機関会員にアンケート送付し、106の機関（約75%）から回答をいただきました。感染症へ対策をはじめご多忙の中、多数の回答をお寄せいただきありがとうございました。

Ⅱ アンケート送付状

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
機関会員各位

全史料協 調査研究委員会
委員長 石尾 和仁
(徳島県立文書館長)

アンケート回答のお願い

日頃は、当会の活動にご理解ご協力誠にありがとうございます。

さてこの度緊急に、新型コロナウイルス感染症への各機関でのご対応などに関して、アンケートを送付します。

お手数ですが、回答書をご記入いただきFAX（FAX：088-668-7199）または郵送で、6月23日（火）までにご返送ください。

誠にお忙しいところ恐縮ではございますが、ご協力お願いいたします。

※メールで回答いただける場合、下記にメールをいただければ、回答書の様式（ワード）をお送りします。

kinbara_hiroki_1@pref.tokushima.jp

全史料協調査・研究委員会 (事務局 徳島県立文書館) 担当 金原祐樹・嵐大二郎 〒770-8070 徳島市八万町向寺山 電話：088-668-3700 FAX：088-668-7199
--

Ⅲ アンケート本紙

全史料協機関会員 新型コロナウイルス感染症への対応・対策についてのアンケート

日頃は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。機関会員のみなさまにおかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に対してさまざまな対応・対策をされていることと存じます。

全史料協調査・研究委員会では、これもひとつの災害と捉え、機関会員の危機管理への対応状況などを共有し、記録として保存することを検討したところ、新型コロナウイルス感染症に対する各機関の対応・対策について緊急にアンケート調査を行うことといたしました。アンケート内容の概要は全史料協のホームページに掲載します。

まだまだ収束への道筋は見えませんが、現在までの状況をまとめておくためのものにしたと考えています。また、収束後、追加で調査することも考えております。

みなさま、お忙しいところと存じますが、回答をお寄せいただければ幸いです。

全史料協 調査・研究委員長

※質問は下記の4問です。別紙回答書にて6月23日までにご回答ください。

1 これまでに新型コロナウイルス感染症へどのような対応を取りましたか。期間を含めお書きください。(現在も行っている場合は、後ろの日付けを空けてください)

- | | | | | | |
|---------------|-----|---|----|---|----|
| －1 機関の閉鎖・休館 | (期間 | 月 | 日～ | 月 | 日) |
| －2 イベント・会議の中止 | (期間 | 月 | 日～ | 月 | 日) |
| －3 職員出勤等の見直し | (期間 | 月 | 日～ | 月 | 日) |

2 これまでに新型コロナウイルス感染症へどのような対策を取りましたか。下記から選択してください。(複数選択可)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 手指の消毒液(アルコール等)の設置 | ② 体温計の設置 |
| ③ 機具・手すりなどの消毒液での清拭 | ④ 受け付け等でのパーティション設置 |
| ⑤ 利用者用座席のパーティション設置 | ⑥ 職員座席へのパーティション設置 |
| ⑦ 空気清浄機等の導入 | ⑧ 利用者へのマスクや手袋の配布 |
| ⑨ 利用者への注意喚起 | |
| ⑩ その他 () | |

3 新型コロナウイルス感染症について、国では3月10日に行政文書の管理に関するガイドラインに基づく「歴史的緊急事態」と判断し、3月28日の「新型コロナウイルス対策の基本的対処方針」の中でこの判断を踏まえた対応を地方公共団体へ求めています。公文書の管理に対して対応を取られましたか。下記から選択してください。また、よろしければその内容をお書きください。

- | |
|----------------------|
| ① 対応を行っている。(内容) |
| ② 対応を行っていない。 |
| ③ 今後対応を行う予定である。(内容) |

4 今回の新型コロナウイルス感染症への対応・対策について、ご自由にお書きください。

IV 設問の内容と意図

1 これまでに新型コロナウイルス感染症へどのような対応を取りましたか。期間を含めお書きください。(現在も行っている場合は、後ろの日付けを空けてください)

- | | | | | | |
|----------------|-----|---|----|---|----|
| － 1 機関の閉鎖・休館 | (期間 | 月 | 日～ | 月 | 日) |
| － 2 イベント・会議の中止 | (期間 | 月 | 日～ | 月 | 日) |
| － 3 職員出勤等の見直し | (期間 | 月 | 日～ | 月 | 日) |

新型コロナウイルス感染症に対する各機関の対応状況について尋ねました。1－1は、国の機関をはじめとして機関の閉鎖・休館が全国的に行われている状況であったため、その期間を含め尋ねました。1－2は、機関の閉鎖・休館前からイベントや会議の中止が広がっている状況であったため、その期間を含め尋ねました。1－3は、機関職員についてテレワークや時差出勤さらには交代勤務などが広がっている状況であったため尋ねました。独立した館を持たない機関であることや地域によって回答にばらつきが出るのが予想されました。

2 これまでに新型コロナウイルス感染症へどのような対策を取りましたか。下記から選択してください。(複数選択可)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 手指の消毒液(アルコール等)の設置 | ② 体温計の設置 |
| ③ 機具・手すりなどの消毒液での清拭 | ④ 受け付け等でのパーティション設置 |
| ⑤ 利用者用座席のパーティション設置 | ⑥ 職員座席へのパーティション設置 |
| ⑦ 空気清浄機等の導入 | ⑧ 利用者へのマスクや手袋の配布 |
| ⑨ 利用者への注意喚起 | |
| ⑩ その他 () | |

新型コロナウイルス感染症に対する各機関の具体的な対応の内容について尋ねました。多いと思われる対策内容からの選択としましたが、独自の対策を取る機関もあるものとして、その他の項目を設け自由記入欄を設けました。独立した館を持たない機関であることなどにより回答にばらつきが出るのが予想されました。

3 新型コロナウイルス感染症について、国では3月10日に行政文書の管理に関するガイドラインに基づく「歴史的緊急事態」と判断し、3月28日の「新型コロナウイルス対策の基本的対処方針」の中でこの判断を踏まえた対応を地方公共団体へ求めています。公文書の管理に対して対応を取られましたか。下記から選択してください。また、よろしければその内容をお書きください。

- | |
|----------------------|
| ① 対応を行っている。(内容) |
| ② 対応を行っていない。 |
| ③ 今後対応を行う予定である。(内容) |

新型コロナウイルス感染症に係る事態が、「行政文書の管理における「歴史的緊急事態」について」（令和2年3月10日閣議了解）に基づき、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に規定する「歴史的緊急事態」に該当するものとされたことを受け、国は、3月28日に出した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の中でこの判断を踏まえた対応を地方公共団体へ求めました。全史料協は地方公共団体の機関会員を多く含むため、この設問を設けるとともに対応の内容についても尋ねました。地方公共団体以外の機関も多数あるため回答にばらつきが出ることが予想されました。

4 今回の新型コロナウイルス感染症への対応・対策について、ご自由にお書きください。

今回はこれまでと比較できない新しい事態となったため、各機関でさまざまな事態があり、対応・対策が工夫されたものと予想し、自由記入欄を設けました。

V 解答用紙の様式

F A X 送 信 表

送信日:令和2年 月 日

全枚数(本票を含む): 1 枚

送付先 全史料協議会・研究委員会 事務局 (徳島県立文書館 内) 金原 祐樹 宛 Tel:088-668-3700 Fax:088-668-7199	機関名 回答部署 担当者名 Tel: Fax:
--	--

件名 : 新型コロナウイルス感染症への対応についてのアンケートの送付について

記入欄	
質問1	-1 機関の閉鎖・休館 (期間 月 日～ 月 日) -2 イベント・会議の中止 (期間 月 日～ 月 日) -3 職員出勤等の見直し (期間 月 日～ 月 日)
質問2	(数字に○) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (自由記入)
質問3	1 (内容)
	2
	3 (内容)
質問4	----- ----- ----- ----- ----- -----

送信先 徳島県立文書館 FAX088-668-7199 締切 6/23

VI アンケートの集計

アンケート送付先	全史料協機関会員	141機関
	内有効回答数	106機関
	(内一般企業の機関会員8機関からは回答をいただけなかった)	
	有効回答中	
内	文書館・公文書館	47機関
	博物館・資料館	23機関
	大学文書館	7機関
	大学施設	6機関
	行政機関(文書館担当課等)	19機関
	図書館	4機関

質問1-1	機関の閉鎖・休館について	
	機関の閉鎖・休館を行った	90機関(事前予約などの利用制限を行った機関あり)
	機関の閉鎖・休館を行っていない	16機関(内1機関は外来停止)
	計	106機関

※地方自治体では所管の施設においての対応を答えていただくことが多かった。

※もっとも早く休館を始めた機関は2月28日からである。

※閉鎖・休館を始めた時期

2月中から	5機関
3月上旬から	30機関
3月下旬から	5機関
4月上旬から	35機関
4月下旬から	13機関
5月上旬から	1機関
開始日未記入	1機関
計	90機関

※閉鎖・休館を終えた時期

5月上旬まで	20機関
5月下旬まで	47機関
6月上旬まで(予定を含む)	16機関
アンケート回答時現在未定	7機関
計	90機関

※一旦休館後再開し、その後再び休館した機関

3月下旬中に一時再開	1機関
3月下旬から4月上旬に再開	3機関
3月下旬から5月上旬に再開	1機関
4月上旬中に一時再開	4機関
4月上旬から下旬に再開	1機関
計	10機関

閉鎖・休館は、80%以上の機関が行っています。しかし、閉鎖・休館した期間についてはかなりばらつきがあり、中途再開したがその後短時間で再び閉鎖・休館した機関があるなど、難しい対応を迫られたことが読み取れます。

質問1-2 イベント・会議等の中止について

イベント・会議等の中止を行った	89機関
イベント・会議等の中止を行わなかった	17機関
計	106機関

※イベント・会議の中止を始めた時期

2月上旬から	2機関
2月下旬から	25機関
3月上旬から	26機関
3月下旬から	8機関
4月上旬から	12機関
4月下旬から	8機関
5月以降	3機関
未記入	5機関
計	89機関

※イベント・会議を再開した時期

5月上旬	1機関
5月下旬	17機関
6月上旬	2機関
6月下旬	5機関
7月下旬	5機関
8月下旬	3機関
9月下旬	3機関
未記入	53機関
計	89機関

各機関ともイベント・会議について中止をした施設が多いようです。施設を持たない機関は、イベント等を行わないため回答が無いことが多いようです。2月、3月から早めに中止を始めている機関が多く、緊急事態解除が行われた5月下旬にイベントを再開した機関も少なくありませんが、イベントや会議の規模の大小を含め、再開についてまだ慎重に見極めようとしている施設が多いことがわかります。

質問1-3 機関職員の勤務について

職員等の勤務について見直しを行った。	86機関
職員等の勤務について見直しを行わなかった	3機関
未記入	17機関
計	106機関

※勤務見直しを始めた時期

2月下旬	5機関
3月上旬	5機関
3月下旬	2機関
4月上旬	26機関
4月下旬	45機関
5月上旬	2機関
計	85機関

※勤務を平常に戻した時期

5月上旬	14機関
5月下旬	28機関
6月上旬	1機関
6月下旬	7機関
8月下旬(予定)	1機関
当面続ける	7機関
未記入	25機関
計	86機関

勤務変更の内容について触れていただいた機関によると、在宅勤務を設けることにより、出勤者を減らす努力を行っていたとあります。どのような勤務体制を取っていたのかを質問項目としなかったため、勤務見直しの内容詳細は不明ですが、多くの機関で実際に勤務の見直しが行われています。まだ当分の間こうした措置を継続している7機関に加え、未記入の機関が25あり、まだまだ影響が強く残る状況にあることがわかります。

質問2 新型コロナウイルス感染症へどのような対策を行ったか。(複数選択可)

① 手指の消毒液（アルコール等）の設置	104機関
② 体温計の設置	36機関
③ 機具・手すりなどの消毒液での清拭	82機関
④ 受け付け等でのパーティション設置	70機関
⑤ 利用者用座席のパーティション設置	12機関
⑥ 職員座席へのパーティション設置	15機関
⑦ 空気清浄機等の導入	10機関
⑧ 利用者へのマスクや手袋の配布	16機関
⑨ 利用者への注意喚起	92機関
⑩ その他	38機関

主なその他の回答

- 換気（換気扇・窓の定期的な開閉・出入口を開ける等）
- 閲覧用座席の削減（座席スペースを広げ利用者の間隔を確保する。向かい合わせに座らせない。）
- 利用者の氏名および連絡先の確認（来館者カードの記入）
- 県内在住者へ利用を制限
- 事前の利用予約制
- ガイドラインの作成
- 入室時に、手洗いとマスク着用をお願いする
- 滞在時間の制限
- 閲覧を利用券を所持する人に限定
- 職員の健康チェック
- トイレのハンドドライヤーを休止
- 受付等に並ぶ方の間隔を目印線で指示
- レファレンス（資料相談）の休止
- 健康状態申告書の提出
- 開館時間の短縮
- 職員のマスク・手袋・フェイスシールド等の着用
- 職員へのマスク配布
- 館内利用使用等の消毒
- 文書のやりとり等のオンライン化
- 利用者座席の撤去
- 利用者数の制限
- 新聞の利用中止。郷土図書コーナーの閉鎖（長時間利用になるため）。古文書閲覧中止。

さまざまな機関がある中で、対策について記述の無かったのは2機関のみでしたが、この2つの機関は施設を持つ機関ではありませんので、手指の消毒液（アルコール等）の設置をはじめ、ほぼ全ての機関で対策が行われたようです。その他の回答を見ると、各機関でその状況に合わせた細かな対策が取られていたことを知ることができます。

質問3 新型コロナウイルス感染症対策に関する文書の管理について

対応を行っている	27機関
対応は行っていない	48機関
今後対応する予定である	19機関
未記入	12機関
	計106機関

主な対応の内容についての回答

◎対応を行っているとは回答した機関

- 5月8日に各課へ依頼文書（①フォルダ名を「新型コロナウイルス関連」等の名称を入れる。②保存年限を3年以上に、③令和元年度の1年保存文書のうち関連文書についても文書館への移管を依頼）を発出した。
- 館に送付されたコロナ関連の文書・メールは別途保存用としてファイルしている。
- 新型コロナウイルスに係わる文書が綴られている文書簿冊について、総合文書システムへの登録をする際、簿冊の副表題に「（新型コロナウイルス関連）」と入力する。意思決定過程等の重要な事項を記録した行政文書及び保存に配慮する。
- 文書管理担当課から文書主幹課に対して歴史的公文書として文書館に移管するよう要望した。
- 総務部長から、教育委員会、警察本部等の全ての行政機関および知事部局の各所属宛、新型コロナウイルス感染症に係る事態に関する行政文書（歴史公文書等）について、条例に基づき、文書の作成をはじめとする適正な文書管理を行うよう通知した。
- 文書の作成と保存期限満了後処理について通知。
- 国の方針を踏まえ新型インフルエンザ等対策本部員会議について議事内容を記録し、一般に公開している。
- 県からの文書や館職員への周知書類を一括して保管している。
- 文書主幹課より全課所長宛に新型コロナウイルス対応関連の文書等の作成及び保存について遺漏が無いよう依頼する文書が発出された。
- 関連文書を歴史公文書に指定。
- 当該文書の廃棄を防ぐため、通知により指示した。
- 大学総務部にて電子と紙媒体両方で保管。
- 「新型コロナウイルス対策に関する公文書の適正管理について」全庁に通知。
- 学院内発表のコロナ関連連絡の収集、学内の写真撮影。
- 新型コロナウイルス対策に関する文書について管理するよう通知が出され、それに従って処理している。
- 総務部総務課より全庁へ文書作成・保存について通知
- 大学の総合安全会議において新型コロナウイルス対策を協議・決定し議事録を作成・保存している。

◎対応を行っていないとは回答した機関

- 公文書を取り扱っていない。
- 地方公共団体でない。
- 通常業務として対応

◎今後対応予定と回答した機関

- 県総務部総務課と連携し、今後確実に移管措置が取られるようにする予定である。
- 業務を再開したばかりであるため状況に応じて対応を行う。
- 現在情報収集の段階である。
- 公文書管理条例に基づく文書の作成状況の確認

行政ではない機関や、公文書を取り扱っていない機関も多く、回答数は限定されているが、大学においても学内の文書等に対して保存の対応を行っている機関も存在した。文書の発出を行った機関は、機関自身が発出した場合と、自治体の文書担当部局が発出している場合がある。まだ、今後の対応としている機関も少なくない。

(自由回答の記述から、個別機関が特定される記述は削除しました。)

質問4 自由記述

◎イベントや事業

○事業の延期や中止、施設利用などの軽易な内容を含めると、関係する文書はかなりの数になるものと考えられ、評価選別時にそれらを文書名から抽出するためには文書作成時及び整理段階での原課の対応が重要である。しかし保存年限満了後の評価選別時に、担当者から漏らさず拾うことができるか不安も感じる。

○イベントは中止にしているが、通常6月末までに行っているものは延期している。市役所全体としては、職員のサテライト勤務が行われているが、当館では館外書庫での業務もあり職員がそろうことが少ないため、出勤等の見直しは行っていない。

○春の収蔵文書展が延期になったため、展示内容をホームページで詳しく紹介することにした。

○6月からは少しずつ会合を開催していきますが、ソーシャルディスタンスに配慮して机の配置など工夫していきます。特段急がないイベントは秋まで延期して様子を見ます。

○入校制限に伴い、配送での図書の貸し出し返却を行っている(送料大学負担)・在学生の予約制による学内施設利用(段階的緩和)

○大学本部2階にある大学史展示のコーナーは3ヶ月に1回展示替えをしており、5月に実施しました。但し本部以外の者は立ち入りに制限があり閲覧不可能なので展示期間の見直しを検討中です。

◎業務・勤務

○コロナウイルス関連文書、資料等を重要な歴史的公文書等と位置づけ庁内への注意喚起調査を予定しているほか、独自の資料調査収集に努めている。

○事務室・書架が大学キャンパス内にあるため来客の制限等は大学の指針に合わせています。6月1日より史料室のメンバーは通常通り出勤を始めましたが、学生の対面授業が始まらない限り、企画展示の関係や資料の閲覧の許可はできないと思います。

○日々変化していく状況の中で、出勤抑制で限られた職員体制で対応していくことに非常に苦慮している。

○閲覧史料に関する感染防止基準がなく、対策が手探り状態である。(当館では、利用

再開に際し閲覧された史料は 24 時間経過後にしか再利用できないとしている。）

◎ガイドラインの作成

○新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを作成し対策を講じた。また、同ガイドラインを当館ホームページで公開し、注意喚起を行った。

○機関独自のガイドラインを作成

◎ウェブの利用

○①休館再開後の閲覧利用等について、ホームページ上に随時掲載。②「新規公開文書展 2020」をインターネット展示で実施中。③ Facebook を半月ごとに更新（時宜に応じた史料紹介、展示の紹介、開館情報などを公開）。

○新型コロナウイルス感染症対策のため、古文書講座、アーカイブズ講座など、集客形のイベントの開催にはまだ時間を要することから、デジタルアーカイブ（所蔵資料データベース）を利用して、企画展示の展示史料のデジタル画像及びその説明文や、利用者が興味を持つ古文書のデジタル画像及びその翻刻文などをウェブ上で紹介し、来館しなくても本館の所蔵資料がインターネットを通じて利用できるよう、そのコンテンツを増やしているところである。

○基本的に隣接する図書館と歩調を合わせた。例年 4 月に実施している企画展は、感染症拡大防止のためウェブ展示に切り替えた。

○新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、さらに非来館形サービスの充実を図っていきたいと考えており、明治期の新聞画像の公開、所蔵資料のデジタル公開や動画の公開、関心のあるコラムの提供等、インターネットで閲覧できる資料を増やしていきたい。

○北海道立文書館は札幌市から江別市に移転したため、2019 年 10 月 1 日から休館していました。移転完了 2020 年 2 月 28 日で当初再開予定は 4 月 18 日でした。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、4 月 18 日～5 月 25 日休館。5 月 26 日から質問 2 にあるような対策を行い、閲覧サービスを再開しました。

イベントや事業への対応、日々の業務や勤務への対応、ガイドラインの作成、インターネットの利用の 4 つにまとめて転載しました。基本的に個別機関が特定される記述は削除しましたが、北海道立文書館は、同時期に機関所在地の移転という特殊事情を持っていたため、そのまま転載しました。

VII まとめ

今般の新型コロナウイルス感染症に対しての対策・対応は、各機関にとってほぼ始めて経験する事態でありました。このアンケート結果を見ると各機関での対応には大きな幅があり、イベントや事業の中止、休館や閉鎖、職員の勤務のあり方など、情報を収集しながら、手探りで対応を決めて行かれたであろうことが読み取れます。また、個別の対策についても、選択肢以外の自由回答が多く寄せられ、機関ごとにさまざまな工夫がなされていることがわかります。さらに、自治体等においてこの新型コロナウイルス感染症に係わる公文書への対応もようやく端緒についたところといえるでしょう。

日々変化していく状況の中で、来館者・利用者さらに職員の健康を守りながら機関に必要な仕事の質を保つためには難しい判断と舵取りが必要であり、不安を抱えて過ごした機関も少なくなかったのではないのでしょうか。

こうした新しい事態に対する対応の状況を後の検証の糧とするため、記録を遺すことを1つの前提としてこのアンケートを企画しましたが、全史料協各機関のご協力により多数の回答が寄せられ、その多様な回答に驚かされることになりました、

実際には新型コロナウイルス感染症への対策・対応は終わったわけではなく、今後2次・3次の感染拡大を始め新しい事態を生む可能性を強く持っています。このアンケート結果は、今回の事態における初期段階の状況を示すにすぎないかもしれません。また、終息ではなく、このウィルスとの共存をはかるために社会が大きく変わる第一歩になるかもしれません。また、この報告書は編者の力不足から機関の特性や地域性などを取り入れることができず、十分な検証結果には至っていません。この事態をきちんと把握するためには、再びアンケートを企画することも必要になるでしょう。

文書の保存利用機関を標榜する団体の調査・研究委員会として、今回のアンケート個票や作業上作成した集計表なども保存して、未来のしかるべき利用に備えたいと考えています。

令和2年8月26日

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
調査・研究委員会事務局